



自立支援医療(精神通院)の 申請手続きが変わりました



自立支援医療（精神通院）の更新の際の 診断書の提出が2年に1度になりました

○自立支援医療(精神通院)の手続きに関して、これまで毎年提出いただいていた診断書が、平成22年4月1日支給認定分から、原則2年に1度の提出になりました。

(「2年に1度」の提出ですので、診断書を省略して申請された場合、その次年度の更新申請の際には、診断書の提出が必要になります。)

○更新の手続きは、これまでどおり毎年必要となります。

○次回の更新の際に診断書の提出が必要かどうかは、受給者証に表示されています。

<ご注意>

■診断書の提出(添付)が「2年に1度」となるのは、更新申請の場合のみです。新規、再申請の手続きには、これまでどおり診断書が必要となります。

■所得や保険証の確認は、これまでどおり毎年必要です。

■更新申請の手続きは有効期間終了日の3ヶ月前から行うことができます。

自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳の 有効期間終了日を合わせることができます

○自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、有効期間終了日が異なるため同時申請ができない場合、自立支援医療受給者証の有効期間を短縮して、精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日に合わせることができます。

<ご注意>

■申請時に手帳の有効期間が1年未満である場合に限りです。

■有効期間を短縮できるのは、自立支援医療受給者証のみとなります。

詳しいことはお住まいの市町村精神保健福祉担当課窓口、保健所、県障害福祉課まで